

改正

平成31年4月1日

いわき市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達の支援及びコミュニケーションの向上を促進し、もって福祉の増進に資することを目的として、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）に基づく聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対して、補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「購入に要する経費」とは、補聴器（本体及び付属品をいう。以下同じ。）を新たに購入する経費又は耐用年数経過後に再購入する経費をいう。
- (2) 「購入費等」とは、「購入に要する経費（以下「購入費」という。）」及び「修理に要する経費（以下「修理費」という。）」をいう。
- (3) 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。
- (4) 「補聴器販売業者」とは、いわき市における補装具業者（補聴器）としての登録を受けた事業者をいう。

(助成対象児童)

第3条 助成の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) いわき市内に住所を有していること。
- (2) 第8条に規定する助成申請の時点において、満18歳未満であること。
- (3) 補聴器の装用により、言語習得等に一定の効果が期待できると、医師の判断を受けていること。

- (4) 聴覚障がいの程度について、身体障害者福祉法施行規則第5条第3項による別表第5号における6級以上の基準には該当しないこと。

(助成対象者)

第4条 助成の対象となる者は、対象児童の保護者で、いわき市内に住所を有するものとする。

(助成対象からの除外)

第5条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象としないものとする。

- (1) 対象児童及び保護者（親権を行う者）の属する住民基本台帳に登録されている世帯のうち、いずれかの者について、助成申請を行う月の属する年度（4月から6月までの場合にあっては前年度）の市町村民税の所得割の額が46万円以上である場合。
- (2) 対象児童が他の法令等に基づき購入費等の助成を受けることができる場合。

(助成対象補聴器)

第6条 助成の対象となる補聴器の種類、基準額及び耐用年数は、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)」に定めるとおりとする。

(助成額)

第7条 購入費等に対して助成する額は、購入費等として市長が必要と認める額と、基準額とを比較して、いずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、算出した金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成申請)

第8条 助成を希望する対象児童の保護者（以下「申請者」という。）は、いわき市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 法第15条第1項に規定する医師が、対象児童の聴力検査を実施した上で作成した、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）
- (2) 意見書に基づき、補聴器販売業者が作成した見積書
- (3) 対象児童及び申請者が属する世帯全員の市町村民税の所得割の額を確認することができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第3号の書類は、申請者等の同意に基づき、他の方法により確認することができる場合は、その提出を要しない。

(助成決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成に係る調査書(様式第3号。以下「調査書」という。)を作成するものとする。

2 市長は、前項の規定により作成した調査書により、対象児童及び申請者が属する世帯全員の市町村民税の所得割の額を確認するとともに、前条の規定により提出された申請書の内容について審査するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、助成することと決定したときは、次の各号に掲げる書類を申請者に交付するものとする。

(1) いわき市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成決定通知書(様式第4号)

(2) いわき市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成券(様式第5号。以下「助成券」という。)

(3) 代理請求及び代理受領委任状(様式第6号。以下「委任状」という。)

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、助成しないことと決定した場合は、いわき市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成却下決定通知書(様式第7号)を申請者に交付するものとする。

(補聴器の購入又は修理)

第10条 前条第3項の規定による助成の決定を受けた申請者(以下「助成決定者」という。)は、当該助成の決定に基づき補聴器を購入し、又は修理するときは、見積書を作成した補聴器販売業者から補聴器を購入し、又は修理を受けるものとする。

2 助成決定者は、補聴器販売業者から補聴器を受け取ったときは、当該補聴器の受領年月日を記載し署名押印した助成券を、補聴器販売業者に提出するものとする。

3 助成決定者は、前項の規定により補聴器を受け取る際に、委任状により補聴器販売業者に対し、助成額の代理請求及び代理受領の委任を行うものとする。

(代理受領)

第11条 補聴器販売業者は、前条第2項の規定により、助成決定者から助成券の提出を受けたときは、当該補聴器の購入費等から、第7条に規定する助成額を控除した額の支払いを、助成決定者より受けるものとする。

2 補聴器販売業者は、前項の規定により助成決定者から支払いを受けたときは、支払いを行った助成決定者に対し、領収書を交付しなければならない。

3 補聴器販売業者は、助成決定者に代わり、助成額の支払いを受けようとするときは、市長が指定する請求書に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 助成券

(2) 助成決定者からの委任状

(3) 助成決定者が負担した額の領収書の控え又はその写し

4 市長は、前項の規定により補聴器販売業者から助成額の支払いの請求があったときは、その内容を審査の上、当該請求が適当であると認めるときは、助成額を当該業者に支払うものとする。

(調査)

第12条 市長は、補聴器購入費等の助成に関して必要があると認めるときは、補聴器販売業者若しくはその従業員その他事業に携わる者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は市職員に質問させることができる。

(助成決定の取消し及び助成額の返還)

第13条 市長は、対象児童、助成決定者及び補聴器販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払った助成額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により、助成の決定を受け、助成額の支払いを受けたとき。

(2) 助成を受けて購入又は修理した補聴器を、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保の用に供したとき。

(3) 購入費等の助成額が不相当と市長が認めるとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年12月17日から実施し、同年4月1日から適用する。

2 この要綱の実施の日前に購入又は修理した場合には、第8条から第11条までの規定にかかわらず、市長が別に定める「いわき市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の経過措置に関する実施要領」を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。